

# 訓 令

## 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「この場合において、教育長は、あらかじめ当該事案について速やかに教育委員会の会議に報告しなければならない。」を削る。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号を次のように改める。

<p>二 教 育 委 員 会 の 事 務 局 及び 県 立 教 育 機 関 （県立学校を除く。以下この項に お</p>	<p>1 職員に関する基本方針を決定すること。 2 副教育長、部長、副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長（以下この項において「副教育長等職員」という。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国の地方公共団体の機関等に</p>	<p>1 主査級以上の職員（副教育長等職員を除く。以下この項において同じ。）の任免等を決定すること。 2 主査級以上の職員の昇任及び昇格を決定すること。 3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めること。 4 職員の標準職務遂行能力及び標準的な</p>
<p>お</p>	<p>1 主査級以上の職員（副教育長等職員を除く。以下この項において同じ。）の任免等を決定すること。 2 主査級以上の職員の昇任及び昇格を決定すること。 3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めること。 4 職員の標準職務遂行能力及び標準的な</p>	<p>1 職員（副教育長等職員、主査級以上の職員、職務の級が行政職給料表の一級の職員及び技能職員を除く。）の任免等を決定すること。 2 職員（副教育長等職員、主査級以上の職員及び技能職員を除く。）の昇任及び昇格を決定すること。 3 任期付職員の採用、任期の更新又は他の職への任用に当たり、人事委員会の承認を得ること。</p>

<p>て同 じ。) の職 員 (以 下こ の項 にお いて 「職 員」 とい う。) の任 免そ の他 の人 事を 行う こと。 と。</p>	<p>派遣される職員の処 遇等に関する条例 (昭和六十三年埼 玉県条例第一号。以 下「外国等派遣条 例」という。)に基 づくものを除く。)、 退職等(以下この項 において「任免等」 という。)を決定す ること。</p>	<p>4 一般職の任期付職 員の採用等に関する 条例(平成十四年埼 玉県条例第六十八 号。以下「任期付職 員条例」という。) 第四条第三項の規定 に基づき、職員の給 料月額を決定するに 当たり、人事委員会 の承認を得ること。</p>
<p>3 副教育長等職員の 昇任及び昇格を決定 すること。</p>	<p>6 職員の人事評価の 基準及び方法に関す る事項その他人事評 価に関し必要な事項 を定めることについ て知事に協議するこ と。</p>	<p>5 地方公務員法第三 条第三項第三号に規 定する者のうち、調 査員、嘱託員及びこ れらに類する者の任 免及び勤務条件の決 定を行うこと。</p>
<p>4 職員の分限処分 (休職を除く。)を 行うこと。</p>	<p>7 地方公務員法第三 条第三項第三号に規 定する者のうち、顧 問、参与及びこれら に類する者の任免及 び勤務条件の決定を 行うこと。</p>	<p>6 分限条例第四条第 二項の規定に基づ き、職員(副教育長 等職員を除く。)に 対し、復職を命ずる こと。</p>
<p>5 職員の懲戒処分を 行うこと(教育総務 部の表総務課の項第 二号教育長専決事 項の欄10に掲げる事 項を除く。)</p>	<p>8 職員の分限処分 (休職に限る。)を 行うこと。</p>	<p>7 副部長、参事、部 付、課長、教育事務 所長及び県立教育機 関の長(次の8及び 9において「課長等」 という。)の休業、 休業の期間の延長若 しくは部分休業を承 認し、又はそれらの</p>
<p>6 職員の期末手当又 は勤勉手当の支給を 一時差し止める処分 を行い、又は取り消 すこと。</p>	<p>9 職員の分限に関す る条例(昭和二十六 年埼玉県条例第五 十一号。以下「分限 条例」という。)第 四条第二項の規定に 基づき、副教育長等</p>	<p>9 において「課長等」 という。)の休業、 休業の期間の延長若 しくは部分休業を承 認し、又はそれらの</p>
<p>7 職員の退職手当の 全部若しくは一部を 支給しないこととす る処分、支払を差し 止める処分若しくは</p>	<p>止める処分若しくは</p>	<p>止める処分若しくは</p>

<p>その取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。</p> <p>8 職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。</p>	<p>職員に対し、復職を命ずること。</p> <p>10 職員の懲戒処分（酒酔い運転（酒気帯び運転を含む）、無免許運転及び速度違反（超過速度毎時二十五キロメートル以上のものに限る。）以外の法規違反による交通事故で人に傷害を負わせたものに係る戒告に限る。）を行うこと。</p> <p>11 外国等派遣条例第二条第一項の規定に基づき職員を派遣し、又は外国等派遣条例第三条第一項の規定に基づき派遣の期間を更新すること。</p> <p>12 副教育長及び部長の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p> <p>13 副教育長及び部長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれら</p>	<p>承認を取り消すこと。</p> <p>8 課長等の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p> <p>9 育児休業法第十七条の規定に基づき、課長等の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p> <p>10 職員の昇給を決定すること。</p>
--	--	--

	<p>の承認を取り消すこと。</p> <p>14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定に基づき、副教育長及び部長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	

別表第二 県立学校部の表 県立学校校人事課の項第一号を次のように改める。

一 県立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第	<p>1 職員の人事に関する基本方針を決定すること。</p> <p>2 校長の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含む）、外国等派遣条例に基づくものを除く）、辞職等（以下この項において「任免等」という。）を決定すること。</p>	<p>1 副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員の任免等を決定すること。</p> <p>2 主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員の昇任及び昇格を決定すること。</p> <p>3 地方公務員法に基づき、職員の標準職</p>	<p>1 事務職員及び技術職員（主査級以上の職員及び職務の級が行政職給料表の一級の職員を除く。）並びに養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の任免等を決定すること。</p> <p>2 事務職員及び技術職員（主査級以上の職員を除く。）並びに養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の昇任及び昇格を決定すること。</p>
-------------------------	--	--	---

百三十五号。以下「負担法」とい。第一條に規定する職員のうち特	3 校長の昇任及び昇格を決定すること。職員の分限処分（休職を除く。）を行うこと。	4 職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めること。	3 任期付職員の採用、任期更新又は他の職への任用に当たり、人事委員会の承認を得ること。
別支 7 職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。	6 職員の分限処分（休職に限る。）を行うこと。	7 分限条例第四条第二項の規定に基づき、校長に対し、復職を命ずること。	6 校長の休業若しくは休業の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。
及 7 職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。	7 分限条例第四条第二項の規定に基づき、校長に対し、復職を命ずること。	8 職員の懲戒処分（酒酔い運転（酒気帯び運転を含む）、無免許運転及び速度違反（超過速度毎時二十五キロメートル以上のものに限る。）以外の法規違反による交通事故で人に傷害を負わせたもの）	7 校長（負担法第二條に規定する者を除く。）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。
（以 8 退職手当条例第二十一條第二項の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等	5 地方公務員法に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に關する事項その他人事評価に關し必要な事項を定めることについて知事に協議すること。	8 校長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。	8 校長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。
の項 11 職員の退職手当の支給制限等	4 任期付職員条例第四条第三項の規定に基づき、職員の給料月額を決定するに当たり、人事委員会の承認を得ること。	9 育児休業法第十七	

<p>第一 担法 一 負</p>	<p>別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。</p>	<p>「職員」と。 委員会に諮問すること。 係る戒告に限る。） を行うこと。</p>
<p>第一 担法 1 負 定する職員の人事に 関する基本方針を決</p>	<p>別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。</p>	<p>9 外国等派遣条例第二条第一項の規定に基づき職員を派遣し、又は外国等派遣条例第三条第一項の規定に基づき派遣の期間を更新すること。 10 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定に基づき、職員（教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。）に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。 11 教育公務員特例法第二十五条第四項の規定に基づき、指導改善研修を受けた職員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うこと。</p>
<p>1 副校長、教頭及び主幹教諭の任免等を決定すること。</p>	<p>別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。</p>	<p>10 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定に基づき、職員（教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。）に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。 11 教育公務員特例法第二十五条第四項の規定に基づき、指導改善研修を受けた職員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うこと。</p>
<p>1 副校長、教頭、主幹</p>	<p>別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。</p>	<p>10 教育公務員特例法第二十五条第五項の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者たる者の意見を聴くこと。</p>

<p>条に 規定 する 職員 (特 別支 援学 校職 員を 除く。 以下 この 項に おい て同 じ。) の任 免そ の他 の人 事を 行う こと。</p>	<p>2 副校長、教頭及び 主幹教諭の昇任及び 昇格を決定するこ と。</p>	<p>教諭、事務職員のうち 事務主任及び事務 主事、学校栄養職員 のうち栄養主任及び 栄養技師並びに臨時 的任用職員を除く。)の 昇任及び昇格を決 定すること。</p>
<p>2 校長の採用(任期 を定めた採用及び任 期の更新を含む)、 転任、派遣(派遣期 間の延長、派遣後の 職務復帰及び退職派 遣者の採用を含み、 外国等派遣条例に基 づくものを除く)、 退職等(以下この項 において「任免等」 という。)を決定す ること。</p>	<p>3 地方公務員法に基 づき、負担法第一条 に規定する職員の標 準職務遂行能力及 び標準的な職を定め ること。</p>	<p>2 負担法第一条に規 定する職員(校長、 副校長、教頭、主幹 教諭及び臨時的任用 職員を除く。)の派 遣(派遣期間の延長、 派遣後の職務復帰及 び退職派遣者の採用 を含み、外国等派遣 条例に基づくものを 除く。)を決定する こと。</p>
<p>3 校長の昇任及び昇 格を決定すること。</p>	<p>4 負担法第一条に規 定する職員の標準職 務遂行能力及び標準 的な職を定めること について知事に協議 すること。</p>	<p>3 任期付職員の採 用、任期更新又は他 の職への任用に当た り、人事委員会の承 認を得ること。</p>
<p>4 負担法第一条に規 定する職員の分限処 分(休職を除く。) を行うこと。</p>	<p>5 負担法第一条に規 定する職員の懲戒処 分(酒酔い運転(酒 気帯び運転を含む。 む)、無免許運転及 び速度違反(超過速 度毎時二十五キロメ ートル以上のものに 限る。))以外の法規</p>	<p>4 任期付職員条例第 四条第三項の規定に 基づき、負担法第一 条に規定する職員の 給料月額を決定する に当たり、人事委員 会の承認を得ること。</p>
<p>5 負担法第一条に規 定する職員の懲戒処 分を行うこと(市町 村支援部の表小中学 校人事課の項第一号 教育長専決事項の欄 7に掲げる事項を除 く)。</p>	<p>6 分限条例第四条第 二項の規定に基づ き、校長に対し、復 職を命ずること。</p>	<p>4 任期付職員条例第 四条第三項の規定に 基づき、負担法第一 条に規定する職員の 給料月額を決定する に当たり、人事委員 会の承認を得ること。</p>
<p>6 地教法第四十七 条の二第一項の規定 に基づき、負担法第 一条に規定する職員 (校長、副校長、教</p>	<p>7 負担法第一条に規 定する職員の懲戒処 分(酒酔い運転(酒 気帯び運転を含む。 む)、無免許運転及 び速度違反(超過速 度毎時二十五キロメ ートル以上のものに 限る。))以外の法規</p>	<p>4 任期付職員条例第 四条第三項の規定に 基づき、負担法第一 条に規定する職員の 給料月額を決定する に当たり、人事委員 会の承認を得ること。</p>

<p>頭、主幹教諭、事務職員、学校栄養職員及び臨時的任用職員を除く。)を免職し、引き続き採用すること。</p>	<p>7 負担法第一条に規定する職員の期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行い、又は取り消すこと。</p>	<p>8 負担法第一条に規定する職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。</p>	<p>9 退職手当条例第二十一条第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。</p>
<p>5 分限条例第四条第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員(校長を除く。)に対して、復職を命ずること。</p>	<p>8 外国等派遣条例第二条第一項の規定に基づき負担法第一条に規定する職員を派遣し、又は外国等派遣条例第三条第一項の規定に基づき派遣の期間を更新すること。</p>	<p>9 教育公務員特例法第二十五条第一項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員(教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。)に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。</p>	<p>10 教育公務員特例法第二十五条第四項の規定に基づき、指導改善研修を受けた負担法第一条に規定する職員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うこと。</p>
<p>6 校長の休業若しくは休業の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p>	<p>7 校長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p>	<p>8 育児休業法第十七条の規定に基づき、校長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	<p>9 教育公務員特例法第二十五条第五項の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者たる者の意見を聴くこと。</p>



別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第三号事務の種類の欄中「市町村立の」の下に「中等教育学校、」を加え、同号教育長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 学校教育法（以下この項において「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、市町村立の中等教育学校の設置又は廃止を認可すること。
- 2 法第三百三十四条第二項において準用する第四条第一項前段及び第三百三十条第一項の規定に基づき、市町村立の専修学校及び各種学校の設置又は廃止を認可すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第三号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同号に1として次のように加える。

- 1 法第四条第一項の規定に基づき、市町村立の中等教育学校の設置者の変更等を認可すること。

別表第二市町村支援部の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

教職員採用課	教職員採用課 教育職員の免許状の授与等を行うこと。		1 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第十一条第一項から第三項までの規定に基づき、免許状を取り上げること。	
			<ol style="list-style-type: none"> <li>2 手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</li> <li>3 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</li> </ol>	

別表第四教育事務所長の項第一号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 負担法第一条に規定する職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭及び臨時的任用職員を除く。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む。）、転任及び退職を決定すること。
- 2 事務職員のうち事務主任及び事務主事並びに学校栄養職員のうち栄養主任及び栄養技師の昇任及び昇格を決定すること。
- 3 負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）の育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。
- 4 負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。
- 5 育児休業法第十七条の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。
- 6 負担法第一条に規定する職員の臨時的任用を行うこと。

#### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は公布の日から施行する。